

広報 あさひ

2025
August 8
no.725



総人口：11,047人
男：5,498人
女：5,549人
世帯数：4,443世帯
(令和7年6月末現在)



竹の水鉄砲づくり

町長 だより



先月から猛烈な暑さが続いておりますが皆さまお元気にお過ごしいただいているでしょうか？

さて、今年も七夕に合わせて庁舎前に笹竹を準備させていただきました。学校帰りの小学生をはじめ、役場に来庁された町民の皆さまから、世界平和、健康祈願、学力向上、海外旅行に行きたい、おいしいものをたくさん食べたい等さまざまな願い事が書かれた約100枚の短冊を付けていただきました。すべて拝見し、皆さまの願い事が一つでも多く叶いますよう心からお祈りしております。

また、今年は記録的な早さで梅雨が明けましたが、7月中旬には、大雨警報（土砂災害）が発表され、避難を考えなければならない警戒レベル3

相当以上にあるとして、高齢者等の避難や自主避難への呼びかけを行いました。幸い、町内には大きな被害はありませんでしたが、意のままにならない自然の脅威に対する人間の無力さを痛感すると共に災害への備えの大切さを改めて認識いたしました。

そして、今月は子どもたちが夏休みに入っていることもあり、町のあちらこちらで元気な声が聞こえるようになりました。熱中症、交通事故、子どもが巻き込まれる犯罪等の発生が懸念されることから、町と致しましても様々な機会を通じて町民の皆さまに注意喚起の声掛けをさせていただきたいと考えております。

結びになりますが、これからまだまだ“注意を要する厳しい暑さ”が続く見込みです。水分補給、エアコンの適切な使用などを心掛けていただき“体調管理”に努めていただきますようお願い申し上げます。

令和7年8月1日

町長 矢野純男

今月の表紙



竹の水鉄砲づくり ～朝日町子ども会育成者連絡協議会事業～

7月19日（土）、朝日町公民館にて竹細工サークルの皆さんのご協力のもと、「子ども学校 竹水鉄砲を作って遊ぼう！」を開催しました。

子どもたちは竹を使って、水鉄砲の組み立てや絵付けを楽しみました。竹の感触にふれる貴重な体験に、みんな夢中になって取り組んでいました。完成した竹水鉄砲は、駐車場で実際に水を入れて噴射！「すごく飛んだ！」「冷たくて気持ちいい！」と、笑顔いっぱいの水遊びが始まりました。



こころの健康づくりだより

【こころの健康のために】 テーマ：こころと睡眠の関係について

睡眠には、心身の疲労を回復する働きがあります。このため睡眠が量的に不足したり、質的に悪化したりすると健康上の問題や生活への支障が生じてきます。睡眠時間の不足や睡眠の質の悪化は、生活習慣病のリスクにつながる事がわかってきました。

また、不眠がうつ病などのこころの病につながることや、睡眠不足や睡眠障害による日中の眠気がヒューマンエラーに基づく事故につながることも明らかになっています。

うつ病になると9割近くの人が何らかの不眠症状を伴い、中でも睡眠による休養感の欠如は、最も特徴的な症状と考えられています。また、不眠の症状がある人は、うつ病にかかりやすいということも知られるようになりました。

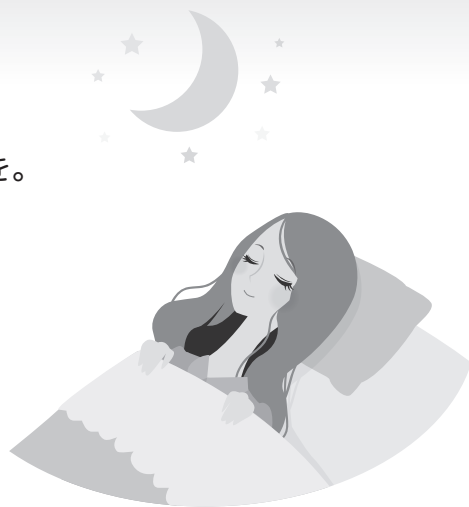
うつ病に限らず、睡眠時間が不足していたり、不眠症のため寢床に就いても眠れなかったりして、睡眠による休養感が得られなくなると、日中の注意力や集中力の低下、頭痛やその他のからだの痛みや消化器系の不調などが現れ、意欲が低下することが分かっています。

こころの健康のために、「睡眠12か条」を参考にして過ごしましょう。

「睡眠12か条」

1. 良い睡眠で、からだもこころも健康に。
2. 適度な運動、しっかり朝食、ねむりとめぎめのメリハリを。
3. 良い睡眠は、生活習慣病予防につながります。
4. 睡眠による休養感は、こころの健康に重要です。
5. 年齢や季節に応じて、ひるまの眠気で困らない程度の睡眠を。
6. 良い睡眠のためには、環境づくりも重要です。
7. 若年世代は夜更かし避けて、体内時計のリズムを保つ。
8. 勤労世代の疲労回復・能率アップに、毎日十分な睡眠を。
9. 熟年世代は朝晩メリハリ、ひるまに適度な運動で良い睡眠。
10. 眠くなってから寢床に入り、起きる時刻は遅らせない。
11. いつもと違う睡眠には、要注意。
12. 眠れない、その苦しみをかかえずに、専門家に相談を。

(健康づくりのための睡眠指針2014参照)



【令和7年度 精神保健福祉相談の一部会場変更のお知らせ】

- ・ 広報5月号こころの健康づくりだよりに掲載しました、精神保健福祉相談会場について、

8月21日(木)、11月20日(木)、2月19日(木)は、

開催場所：三重県桑名庁舎

▶ **いなべ市役所保健センター棟2階 相談室5へ、変更**となります。

※なお、他の日程については、会場変更はありません。

問い合わせ先 子育て健康課 TEL 377-5652

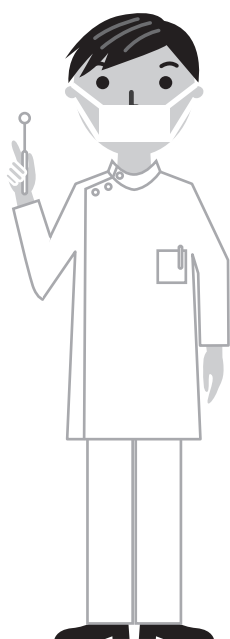
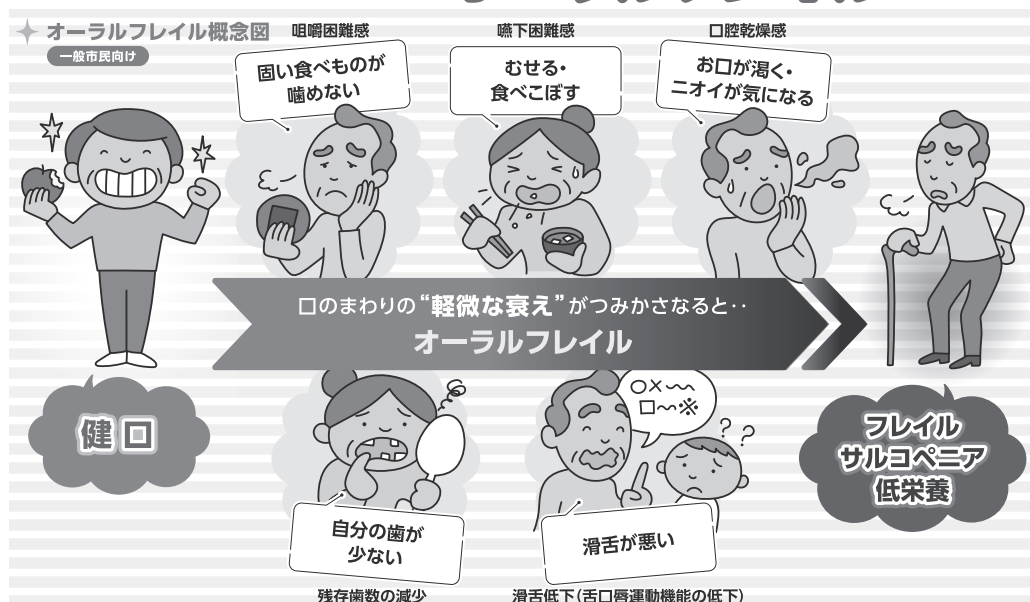
オーラルフレイルを知って健康寿命を延しましょう!

町では四日市歯科医師会のご協力のもとに、歯科健診の推進及び口腔機能の維持・向上を目指しています。

「オーラルフレイル」とは口の虚弱（ささいな口の機能の衰え）という意味です。

「オーラルフレイル」を放置すると、全身の筋肉や心身の活力の衰えが進み、要介護状態となるリスクが高まります。

噛めない食品はありませんか？ 噛む力が弱いのはオーラルフレイルかも？
2つ以上該当すると**オーラルフレイル**です！



オーラルフレイルのチェック項目 (Oral frailty5-item Checklist : OF-5)

残存歯数減少

自身の歯は、何本ありますか？
(差し歯や金属をかぶせた歯は、自分の歯として数えます。
インプラントは、自分の歯として数えません。)

☐ 0~19本 ☐ 20本以上

咀嚼困難感

半年前と比べて固いものが食べにくくなりましたか？

☐ はい ☐ いいえ

嚥下困難感

お茶や汁物等でむせることがありますか？

☐ はい ☐ いいえ

口腔乾燥感

口の渇きが気になりますか？

☐ はい ☐ いいえ

滑舌低下(舌口唇運動機能の低下)

普段の会話で、言葉をはっきりと発音できないことがありますか？ ☐ はい ☐ いいえ

5つの項目のうち、2つ以上に該当する場合は
「オーラルフレイル」です！

一般社団法人 日本老年医学会 一般社団法人 日本老年歯科医学会 JAFS 日本サルコペニア・フレイル学会

お口の変化を感じたら、かかりつけの歯医者さんに相談しましょう。

歯科健診事業対象者には7月下旬に個別受診券が郵送されました。ぜひご活用ください。

対象者	事業名	料金	受診期間	内容
40歳、50歳、 60歳、70歳	さわやか歯科検診（歯周病検診）	無料	8月1日（金）～11月30日（日）	虫歯の検査、 歯周病の検査
75歳～80歳	75歳からのお口の健康チェック （後期高齢者歯科健康診査）		8月1日（金）～11月20日（木）	口腔内健診、 口腔機能評価

※対象者は令和7年3月31日現在年齢の方となります

問い合わせ先 保険福祉課 TEL 377-5658

健康料理教室

参加者募集

糖尿病予防を目的に、健康料理教室を次のとおり開催致します。
 糖尿病予防料理教室は、高血糖が気になる方、糖尿病予防に関心のある方を対象に管理栄養士の考えた献立のもとに調理実習を行います。
 実習を通して、楽しみながら普段のお食事を見直してみませんか？

糖尿病予防料理教室

場 所：保健福祉センター 栄養指導室
 日 時：9月11日（木）10時～13時
 定 員：先着16名程度
 （定員になり次第申し込みを締め切ります）
 費 用：材料費 400円
 持ち物：エプロン・三角巾・お手拭き・筆記用具・参加費
 申込期間：8月12日（火）～9月4日（木） 8時30分～17時
 申込先：保険福祉課 TEL 377-5659



MR（麻しん・風しん）2期の予防接種はお済ですか？

麻しん・風しんの発生予防やまん延予防のため、対象者の皆さんが積極的に予防接種を受けることが大切です。まだの方は早めに受けましょう。

問い合わせ先 子育て健康課 TEL 377-5652

対 象 者	平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれの方
接種期間	令和8年3月31日まで
注意事項	・ 出生届出時に渡している予防接種予診票が必要です。 （紛失や転入などで発行が必要な場合は、母子健康手帳を持って、子育て健康課窓口へお越しください。） ・ 接種期間を過ぎると全額自己負担になります。

子宮頸がん予防ワクチンの接種はお済ですか？

対 象 者	・ 定期接種▶小学校6年生～高校1年生相当の女性 ・ 令和6年度対象者の経過措置▶平成9年度生～平成20年度生の女子で令和4年4月1日～令和7年3月31日までにHPVワクチンを1回以上接種した方を対象に、残りの回数の接種を令和8年3月31日まで期間延長する。	注意事項	・ 予防接種予診票が必要です。 （紛失や転入などで発行が必要な場合は、母子健康手帳を持って、子育て健康課窓口へお越しください。） ・ 接種期間を過ぎると全額自己負担になります。
-------	--	------	--



高校1年生相当の方へ

- ・ 子宮頸がん予防ワクチンは3回の接種が必要です。
- ・ 接種を希望される方は令和7年9月までに接種を開始しましょう。
- ・ 令和8年4月1日以降の接種は 全額自己負担となります。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
スケジュール 例1 ※2 (3回とも無料接種)	接種開始から完了まで約6か月かかります												
		1回目		2回目				3回目					
スケジュール 例2 ※2 (3回とも無料接種)							1回目		2回目				3回目
スケジュール 例3 ※2 (1・2回のみ無料接種)								1回目		2回目			3回目 自己負担
10月以降に接種を開始した場合、3回の接種を完了するためには自己負担が生じます													

問い合わせ先
 子育て健康課
 TEL 377-5652

福祉医療費助成 受給資格証更新の

町では、障がい者・一人親家庭等・子どもを対象に医療費の助成を行っています。それぞれの対象や助成額については表1のとおりです。また、所得制限の限度額は表2のとおりとなっています。

これらの助成を受けている方には、受給資格証を発行していますが、現在お持ちの受給資格証の有効期限は、**8月31日まで**です。引き続き受給資格を更新するには手続きが必要となりますのでお知らせします。（すでに受給資格をお持ちの方には、直接その旨ご連絡する予定です。また、子どもについては、自動更新ですので、更新申請手続きが不要な方には、新しい受給資格証を郵送します。）

なお、現在「福祉医療費受給資格」のない方は、本人かご家族の方が**9月末**までに申請する必要がありますのでお知らせします。

●表1

	障がい者	一人親家庭等	子ども
対 象 者	- 身体障害者（身体障害者手帳1級～4級の方） - 知的障害者（判定機関にて知能指数が50以下と判定された方）又は療育手帳の障害程度が最重度・重度の方 - 療育手帳の障害程度が中度の方 - 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳1級の方）ただし、通院のみ	- 父母のない18歳未満の児童 18歳未満の児童を扶養している母子家庭の母親又は父子家庭の父親とその扶養されている18歳未満の児童	中学校修了前（15歳に達した後の最初に迎える3月31日まで）の児童
所得制限	あり (表2のとおり)		なし
助成額	保険診療の自己負担額 (ただし、高額療養費等及び各健康保険で定められた附加給付額を控除した額)		
の食事 助療養 成費	なし		

手続きと所得制限の限度額のお知らせ

●表2 所得制限の限度額

障がい者医療費		
扶養親族等の数	本人所得額	配偶者及び扶養義務者所得額
0人	3,661,000円	6,287,000円
1人	4,041,000円	6,536,000円
2人	4,421,000円	6,749,000円
3人	4,801,000円	6,962,000円
4人以上	1人につき 38万円ずつ加算	1人につき 21.3万円ずつ加算

一人親家族等医療費		
扶養親族等の数	本人所得額	配偶者及び扶養義務者所得額
0人	2,080,000円	2,360,000円
1人	2,460,000円	2,740,000円
2人	2,840,000円	3,120,000円
3人	3,220,000円	3,500,000円
4人以上	1人につき 38万円ずつ加算	1人につき 38万円ずつ加算

※令和7年8月から、障がい者医療費の所得制限限度額が引き上げられました。

※所得制限限度額の加算について

①本人の場合

- (1) 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき、障がい者、一人親家庭等の場合は10万円を加算する。
- (2) 特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族がある場合、障がい者は1人につき25万円、一人親家庭等の場合は15万円を加算する。

②配偶者、扶養義務者の場合

- (1) 配偶者、扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき6万円を加算する。(ただし、扶養親族が老人扶養親族だけの場合は、当該老人扶養親族の内、1人を除いた老人扶養親族1人につき6万円を加算する。)

問い合わせ先 子育て健康課 TEL 377-5652

令和7年
9月から

県内医療機関等での窓口無料化の対象年齢を中学生まで拡大します

制度の変更点

	令和7年8月診療分まで	令和7年9月診療分から
未就学児	現物給付（窓口無料）	現物給付 （窓口無料）
小学生	償還払い	
中学生	（受診から2～3カ月後に口座へ振り込まれる）	

※一人親家庭等医療費・障がい者医療費の助成を受けているお子さんも、現物給付（窓口無料化）の対象となります。

～児童扶養手当制度について～

○児童扶養手当制度とは

父母の離婚などにより、父又は母と生計を同じくしていない児童を育成されている家庭（ひとり親家庭）等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための制度です。

1 受給資格者

手当を受けることができる人は、次の条件に当てはまる18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を監護している母や、児童を監護し生計を同じくする父又は児童を養育している人です。

なお、児童が、身体又は精神に中程度以上の障がいがある場合は、手続きにより20歳未満まで手当の支給延長が認められます。

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父又は母が死亡した児童
- ③父又は母が重度の障がい（国民年金の障がい等級1級程度）にある児童
- ④父又は母の生死が明らかでない児童
- ⑤父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧母の婚姻によらないで生まれた児童
- ⑨父母とも不明である児童

※なお、所得制限があります。

2 手当を受ける手続

手当を受けるには、子育て健康課窓口で認定請求書に次の書類を添えて手続きしてください。知事の認定を受けることにより支給されます。

- ①請求者と対象児童の戸籍謄本（外国籍の方は事実を明らかにする書類）
 - ②請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票
 - ③その他必要書類
- ※添付省略できる場合があります。
- 請求者名義の預金通帳を持参してください。
※上記の他に書類が必要な場合がありますのでお問い合わせください。

3 手当の支払

手当は知事の認定を受けると、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、奇数月（各月とも11日、11日が土・日・祝日の場合は、その日以前の金融機関営業日）の年6回、各2か月分を受給者が指定した金融機関口座へ振り込みにより支払われます。

4 手当の額

区 分	手当月額（児童1人のとき）	期 間
全部支給の方	月額46,690円	令和7年4月～
一部支給の方	月額46,680円～11,010円	

※第2子以降1人につき、11,030円～5,520円の範囲内の加算がされます。一部支給の額は所得額に応じて決定されます。

5 所得制限限度額

扶養親族等の数	本人所得額		配偶者及び扶養義務者所得額
	全部支給	一部支給	
0人	69万円	208万円	236万円
1人	107万円	246万円	274万円
2人	145万円	284万円	312万円
3人	183万円	322万円	350万円
4人以上	1人につき38万円ずつ加算	1人につき38万円ずつ加算	1人につき38万円ずつ加算

※申請をご希望の方はお問い合わせください。

6 手当を受けている方の届け出および請求

次のような届け出（請求）が必要です。忘れずに子育て健康課に届け出てください。

① 現（全）ての受給者届	毎年8月1日から8月31日（31日が土・日の場合は、その日以前の開庁日）までの間に届け出て、支給要件の審査を受けます。この届を出さないと、11月以降の手当が受けられません。なお、2年間届け出をしないと資格がなくなります。
② 受給資格喪失届	受給資格がなくなったときにします。
③ 額改定（増額）請求書	対象児童が増えたときにします。
④ 額改定届（減額）	対象児童が減ったときにします。
⑤ 受給者死亡届	受給者が死亡したときは、戸籍法の届け出義務者がします。
⑥ 変更届	同一市町又は県内の町間での住所変更、氏名、銀行口座などを変更したときにします。
⑦ 転出届	他の市町（県内の町間の転出を除く）や県外へ転出するときにします。
⑧ 証書再発行請求届	手当証書を破損、汚損、紛失したときにします。
⑨ 支給停止関係（発生・消滅・変更）届	所得の高い扶養義務者と同居又は別居するなど現在の支給区分が変更となるときにします。
⑩ 一部支給停止適用事由届出書	該当者には通知しますので、期日までにします。

※届け出の用紙は、子育て健康課にありますので、お申し出ください。

～特別児童扶養手当制度について～

○特別児童扶養手当制度とは

身体や精神に障がいのある20歳未満の児童について児童の福祉の増進を図るための制度です。

1 受給対象者

手当を受けることができる人は、身体や精神にある程度の障がいのある児童を監護している父もしくは母、又は父母にかわって児童を養育している人です。

※なお、所得制限がありますので、申請をご希望の方はお問い合わせください。

該当する程度の障がいは下記二次元コードからご参照ください



2 手当を受ける手続

手当を受けるには、子育て健康課窓口で認定請求書に次の書類を添えて手続きしてください。知事の認定を受けることにより支給されます。

- ①請求者と対象児童の戸籍謄本（外国籍の方は事実を明らかにする書類）
- ②請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票
※添付省略できる場合があります。
- ③特別児童扶養手当認定診断書
※身体障がい者手帳や療育手帳を所持している方は省略できる場合があります。
- ④振込先口座申出書
- ⑤その他必要書類（上記の他に書類が必要な場合がありますのでお問い合わせください。）

3 手当の支払

手当は知事の認定を受けると、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、4月、8月、11月（各月とも11日、11日が土・日・祝日の場合は、その日以前の金融機関営業日）の年3回支払月の前月までの分（ただし、11月は支払月の分まで）を受給者が指定した金融機関口座へ振り込みにより支払われます。

4 支 給 額

障がいの等級	1 級	2 級	期 間
児童一人につき月額	56,800円	37,830円	令和7年4月～

5 手当を受けている方の届け出および請求

次のような届け出（請求）が必要です。忘れずに子育て健康課に届け出てください

①	所 得 状 況 届	毎年8月12日から9月11日までの間に届け出て、支給要件の審査を受けます。この届を出さないと、8月以降の手当が受けられません。なお、2年間届け出をしないと資格がなくなります。
②	受 給 資 格 喪 失 届	受給資格がなくなったときにします。
③	額 改 定（ 増 額 ） 請 求 書	対象児童が増えたとき、障がいの程度が重くなったときにします。
④	額 改 定 届（ 減 額 ）	対象児童が減ったとき、障がいの程度が軽くなったときにします。
⑤	受 給 者 死 亡 届	受給者が死亡したときは、戸籍法の届け出義務者がします。
⑥	変 更 届	氏名、住所、金融機関の口座などを変更したときにします。
⑦	振 込 先 口 座 申 出 書	振込先金融機関の口座を変更するときに届け出ます。
⑧	再 認 定 請 求 書	認定の期限が定められ、その期限が到達したときに診断書を添えて出します。この請求書を出さないと、その期間は手当が受けられません。

※届け出の用紙は、子育て健康課にありますので、お申し出ください。

問い合わせ先 子育て健康課 TEL 377-5652

令和7年度

定額減税補足給付金「不足額給付」の支給について

制度の概要

定額減税補足給付金「不足額給付」とは、令和6年度に実施した「調整給付」（以下、「当初調整給付」という。）の支給額に不足が生じる方を対象に、追加で給付を行うものです。

実施主体

令和7年1月1日に住所のあった市区町村（令和7年度個人住民税課税団体）。そのため、現在朝日町にお住まいでも同日に朝日町以外に住民登録があった場合は、その市区町村が実施主体となります。

また、同日に朝日町に住民登録があった場合でも、令和7年度個人住民税が他市区町村から課税されている場合は、令和7年度個人住民税を課税している市区町村が実施主体となります。

支給要件（給付対象者）

令和7年度個人住民税の納税義務者のうち、合計所得金額が1,805万円以下であり、次の「不足額給付1」または「不足額給付2」に該当する方。

●不足額給付1

当初調整給付の算定において、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき額と当初調整給付額との間で差額（不足）が生じた方。

<具体的な対象者の例>

令和6年中にこどもが生まれたなど扶養親族が増えた	扶養親族増により「所得税分定額減税可能額（当初調整給付）」を「所得税分定額減税可能額（不足額給付）」が上回った方
令和6年中に仕事を辞めたなどで収入が減った	所得が減少することにより、「令和5年所得を基にした推計所得税額」を「令和6年分所得税額」が下回った方
令和6年度分個人住民税（令和5年中所得）の修正申告をした	当初調整給付後に、税額修正により令和6年度分個人住民税所得割が減少し、本来給付されるべき金額が増加した方

●不足額給付2

次の要件を全て満たす方。

1. 令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税所得割の定額減税前税額が0円の方（本人として定額減税の対象外）。
2. 税制度上、「扶養親族」に該当しない方（扶養親族として、定額減税の対象外）。
3. 令和5・6年度に行われた低所得世帯向け給付対象世帯の世帯主・世帯員に該当しない方。

※低所得世帯向け給付…令和5年度非課税給付（1世帯7万円）、令和5年度均等割のみ課税給付（1世帯10万円）、令和6年度非課税化給付及び均等割のみ課税化給付（1世帯10万円）

<具体的な対象者の例>

上記1～3の要件すべてを満たす、

- ・青色事業専従者、事業専従者（白色）
- ・合計所得金額48万円超の方

不足額給付の算定方法

不足額給付の支給額及び算出式

【①+②（1万円単位で切り上げ）】－【③当初調整給付額】＝不足額給付額

①所得税分控除不足額

定額減税可能額 3万円×（本人＋扶養親族人数）	－	令和6年分所得税額	=	①所得税分控除不足額
----------------------------	---	-----------	---	------------

①<0の場合は0

②個人住民税分控除不足額

定額減税可能額 1万円×（本人＋扶養親族人数）	－	令和6年分個人住民税額 （所得割額）	=	②個人住民税分控除不足額
----------------------------	---	-----------------------	---	--------------

②<0の場合は0

不足額給付額

①所得税分控除不足額 ＋ ②個人住民税分控除不足額	－	③当初調整給付額	=	不足額給付額
---------------------------------	---	----------	---	--------

不足額給付額<0の場合は0

※給与所得（公的年金等）の源泉徴収票に「源泉徴収時所得税控除減税控除済額」が【3万円×（本人＋扶養親族人数）】の金額で記載されている場合は、所得税の定額減税が全てされているため原則として所得税分の不足額給付はありません。（年末調整時と比べて確定申告では扶養親族が増えたなど控除不足額が増加するケースは除く。）

※給与所得（公的年金等）の源泉徴収票に「源泉徴収時所得税減税控除外額」と記載されていたとしても、その額がそのまま所得税分の不足額給付として支給されるわけではありません。すでに当初調整給付で定額税しきれない額を一部措置されている場合、確定申告をされることにより所得税額が源泉徴収票のものと異なる場合、複数の所得がある場合など様々な要因があります。（年末調整時と比べて確定申告では扶養親族が減ったなどで控除不足額が減少するケースなど。）

給付金の支給手続について

・不足額給付1の対象となる方へ、8月上旬に「お知らせ」又は「確認書」を送付予定です。（令和6年中に朝日町へ転入された方で対象となる方については、あらためてご案内を送付する予定ですが、対象になると思われる方で通知が届かない場合はお問い合わせ下さい。）

【「お知らせ」が届いた方】

記載された内容をご確認いただき、特に内容に問題がなければ、手続きは不要です。
8月下旬に給付金を振り込む予定です。

【「確認書」が届いた方】

確認書に必要事項を記入して、添付書類（本人を確認できる書類の写し、振込先金融機関口座確認書類の写し等）とともに、当町の窓口へ郵送または直接ご提出ください。後日、希望口座に給付金を振り込みます。（町が確認書を受理した日から概ね30日以内に振込予定。）

・不足額給付2の対象となる方は、当町の窓口にご相談のうえ申請下さい。対象となる方は『支給要件（給付対象者）』に記載のとおりです。本人もしくは被扶養者として定額減税（調整給付）の対象でなかった方であっても、令和5・6年度に行われた低所得世帯向け給付対象世帯の世帯主・世帯員に該当する場合は対象ではありません。

※不足額給付1における確認書の提出期限及び不足額給付2における申請期限は **9月30日** です。

問い合わせ先 保険福祉課「不足額給付」担当 TEL 377-5659



「第19回 美し国三重市町対抗駅伝」 朝日町代表選手を募集します！

日時 令和8年2月15日（日）
8時45分 スタート 雨天決行

申込用
二次元
コード



◆コース 県庁前（津市）～「三重交通G スポーツの杜 伊勢」陸上競技場（伊勢市） 10区間 42.195km

第1区	1.28km	県庁前	▶ 矢田カップ店前	小学生女子（5・6年生）
第2区	1.85km	矢田カップ店前	▶ 大倉交差点ガリバー前	小学生男子（5・6年生）
第3区	3.83km	大倉交差点ガリバー前	▶ 竹屋牛肉店前	中学生男子
第4区	5.58km	竹屋牛肉店前	▶ ファミリーマートみくも中道店北	ジュニア女子
第5区	4.60km	ファミリーマートみくも中道店北	▶ メガネ赤札堂前	40歳以上男子
第6区	6.36km	メガネ赤札堂前	▶ J A みえなかくしだ支店前	ジュニア男子
第7区	2.89km	J A みえなかくしだ支店前	▶ 中日新聞明和専売所前	一般女子
第8区	3.43km	中日新聞明和専売所前	▶ ザ・ビッグエクストラ玉城店前	中学生女子
第9区	5.45km	ザ・ビッグエクストラ玉城店前	▶ 度会橋東詰	ジュニア以上女子
第10区	6.925km	度会橋東詰	▶ 三重交通G スポーツの杜 伊勢	ジュニア以上男子

◆参加資格

- 令和7年（2025年）12月1日現在、朝日町に在住または在勤している者。但し、小学生、中学生、ジュニア、大学生は保護者の居住地が朝日町である者。なお、ジュニア及び大学生は中学卒業時の保護者の居住地が朝日町である場合も認める。
- 小学生、中学生、ジュニア、大学生以外で他県・他市町在住の者で、朝日中学校出身の者（2名以内）。ただし、出身中学校が組合立または国立、私立の場合には在学時に保護者が朝日町に居住していた場合のみとする。
※小学生については、5年生、6年生とする。
※ジュニアとは平成18年（2006年）4月2日から平成22年（2010年）4月1日までに生まれた者。
※40歳以上とは昭和61年（1986年）4月1日以前に生まれた者。
※一般女子とは中学生以上の競技者をいう。

◆代表選手選考会

大会に出場を希望の方はこの代表選手選考会に参加していただく必要があります。
選考会の結果によって代表選手を決定します。

日時：10月19日（日）10時

場所：町民スポーツ施設付近

その他：詳細は生涯学習課までご連絡いただくか、町HPの選考会案内をご確認ください。

◆申込

出場を希望される方は9月26日（金）までに選考会案内の申込書を朝日町教育委員会生涯学習課（朝日町公民館）へ提出いただくか、上記申込用二次元コードにて申込ください。

今後の予定

(1) 代表選手選考会

上記のとおり

(2) 壮行会兼選手説明会

日時：令和8年1月18日（日）13時30分～

場所：朝日町公民館

(3) 合同練習会

決まり次第ご案内いたします。

問い合わせ先

朝日町教育委員会 生涯学習課
TEL 377-2513

人権擁護委員の委嘱(新任)

令和7年7月1日付けで、当町の人権擁護委員に次の方が委嘱(新任)されました。

氏 名	住 所
三宅 重範	朝日町大字柿

当町では、今回委嘱された方を含め、3人の委員にご活躍いただいております。

人権擁護委員は、人格、識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方を、当町の議会の意見を聴いて、町長が推薦し、法務大臣が委嘱します。

この人権擁護委員は、全国の市町村に配置されていて、常に自由人権思想の普及高揚に努めるとともに、国民の基本的人権が侵犯されることのないよう監視し、もしこれが侵犯された場合には、その救済のため、速やかに適切な処置をとることがその使命とされています。

(委員の職務)

人権擁護委員は、前記の使命を達成するため、次の職務を行います。

- (1) 自由人権思想に関する啓発及び宣伝をすること。

- (2) 民間における人権擁護運動の助長に努めること。
- (3) 人権侵犯事件につき、その救済のため、調査及び情報の収集をし、法務大臣への報告、関係機関への勧告等適切な処置を講ずること。
- (4) 貧困者に対し訴訟援助その他人権擁護のため適切な救済措置を講ずること。
- (5) その他人権の養護に努めること。

また、次のような場合には、人権擁護委員にご相談ください。

- (1) 公務員から不当な圧迫や処置を受けたとき。
- (2) 生活上、営業上の自由や安全が犯されたとき。
- (3) 町内で差別待遇を受けたとき。
- (4) 児童虐待、セクハラ等。
- (5) 生活環境に対する侵害(騒音、悪臭、汚水、ばい煙等)。
- (6) その他憲法の保障している基本的人権を侵害されたとき。

問い合わせ先 広報・町民課 TEL 377-5653

戦没者等のご遺族の皆さまへ

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金 (第十二回 特別弔慰金) が支給されます

●特別弔慰金の趣旨

戦後80年に当たり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給するものです。

第十二回特別弔慰金については、国として改めて弔意の意を表すため、償還額を年5.5万円に増額し、額面27.5万円の5年償還の記名国債を交付することとしています。

●支給対象者

令和7年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。

※前回受給者の方には申請に関するご案内を送付済です。

戦没者等の死亡当時のご遺族で

1. 令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時の遺族(生まれていたこと)が要件となっています。なお、子については戦没者等の死亡当時の胎児も含まれます。
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

●支給内容

額面27.5万円、5年償還の記名国債

●請求期間

令和10年3月31日まで

(請求期間が過ぎると第十二回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。)

●請求窓口・お問い合わせ

保険福祉課 TEL 377-5659

防災講演会

8月31日（日） 10時～11時30分

会場：朝日町保健福祉センター 1 階



：題名：「自助・共助の重要性」

：講師： 四日市大学 副学長 鬼頭 浩文 氏

自分の身や大切な家族を守る「自助」

近隣の人たちと共に地域で助け合う「共助」

この講演会を通じて、地域防災のあり方、災害への心構え

「意識・知識・組織」の強化を図ることを目的とします。

問い合わせ先 防災環境課 TEL 377-5610

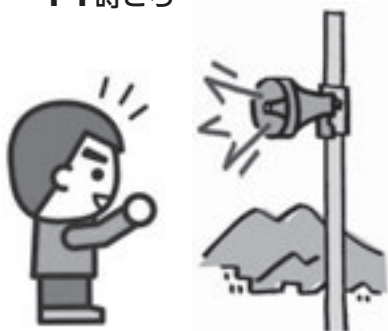
防災行政無線を用いた情報伝達訓練の実施

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達訓練を行います。この訓練は、全国瞬時警報システム（Jアラート）（※）を用いた訓練で、朝日町以外の地域でも様々な手段を用いて情報伝達訓練が行われます。

(1) 訓練実施日時

8月20日（水）

11時ごろ



(2) 訓練で行う放送試験

情報伝達手段	放 送 内 容
防災行政無線	町内19か所に設置してある防災行政無線から、一斉に、次のように放送されます。 【放送内容】 上りチャイム音 + 「これは、Jアラートのテストです。」×3 + 「こちらは、ぼうさいあさひちょうです。」 + 下りチャイム4音

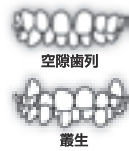
（※）Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

問い合わせ先 防災環境課 TEL 377-5610

有料広告掲載欄



矯正相談 受付中



歯科衛生士（正社員・パート）募集！

過休2.5日/お休み充実！★40代、50代の方も活躍中
月給…29万～35万円以上★プランクがあっても大丈夫！！
★パート・アルバイトもゆとりをもって働けます。

★パート・アルバイト 同時募集中！
時給 1,800 円～2,000 円

まずはお気軽にお問い合わせください

☎0594-27-5454

昼食
付き



院長 原田 聡

お気軽に、
お電話ください

※自由診療です

●大人の矯正 約19万8,000円～50万円程度 開咬
●子供の矯正 約5万円程度からご提案（床矯正 片顎10万円程度）

診療日	月	火	水	木	金	土	日
午前 9:00～13:30	○	○	×	○	×	○	×
午後 15:00～18:00	○	○	×	○	○	○	×

<休診日>
水曜・日曜
祝日

桑名はらだ歯科クリニック

桑名市新西方7-22イオンタウン桑名新西方内 ●休診 水曜・日曜・祝日

☎0594-27-5454



議会を傍聴しませんか

令和7年 第3回定例会の予定

月 日	曜日	開会時間	区分	摘 要
9月1日	月	9:00	本会議	行政報告・一般質問・提案説明・質疑
9月4日	木	9:00	委員会	総務建設常任委員会
9月5日	金	9:00	委員会	民生教育常任委員会
9月10日	水	9:00	本会議	委員長報告・質疑・討論・採決



本会議は30人、委員会は10人まで傍聴できます。

日程等は変更になる場合があります。
詳しくは、議会事務局までお問い合わせください。

問い合わせ先 議会事務局 TEL 377-5656

マイナンバーカード臨時窓口について

次のとおり、休日の臨時窓口を開設します。
マイナンバーカードの受け取りや申請、電子証明書の更新などの手続きができます。
なお、臨時窓口はすべて予約制です。
予約がない場合、窓口は開設しませんのでご注意ください。

【休日臨時窓口】

8月24日（日）

9時～13時（最終の受付は12時45分）

【夜間臨時窓口】

9月18日（木）

17時30分～19時30分（最終の受付は19時15分）

※予約や予約の変更は、事前（直近の役場開庁日まで）に連絡をお願いします。

（当日の予約は受け付けていません。）

※臨時窓口の日時は変更する場合があります。また、日程は朝日町ホームページにも掲載しています。

※平日は9時～16時40分の間で予約を受け付けています。

※電子証明書の更新には、マイナンバーカードとマイナンバーカード交付時に設定した暗証番号が必要です。

予約・問い合わせ先 広報・町民課 TEL 377-5653



介護付き老人ホーム エクセレントあさひ



★要介護1以上の方からご入居頂けます。
★中・重度の方や認知症の方、ご入居可能です。
★看取りについてもご相談ください。
★ご入居時、退院時送迎致します。

～「ゆ」っくり・「た」のしく・「か」そくのように豊かな生活がテーマです～



医療法人 福島会

すべての人に微笑みを

—医療・介護を通して地域社会に貢献する—

376-2008 日々を暮らすをブログにて公開中

まもなく始まります！ 令和7年 国勢調査

国勢調査



国勢調査
キャンペーン
サイト

国勢調査は、令和7年10月1日現在、日本に住んでいるすべての人・世帯を対象に行われる最も重要な統計調査です。

生活環境の改善や防災計画の立案など、わたしたちの生活に欠かせないさまざまな行政施策に役立てられる大切な調査です。

9月中旬頃から順次、調査員が訪問しますのでご協力をお願いいたします。

問い合わせ先 広報・町民課 TEL 377-5653

「北勢地域若者サポートステーション」のご案内

「働きたいけど、どうしたらよいのか分からない」「働きたいけど自信が持てず一歩が踏み出せない」など働くことに悩みを抱えている15～49歳までの方の「働き出す力」を引き出し、「職場定着するまで」の就労を全面的にバックアップする支援機関です。

当町では、北勢地域若者サポートステーションの出張相談を役場にて毎月第4水曜日10時～12時に実施しております。

ご利用の際は、北勢地域若者サポートステーションに直接お電話の上ご予約ください。

本人だけでなく、ご家族からの相談もお受けいたします。

なお、今月の相談については以下の通りです。

北勢地域若者サポートステーション出張相談 in朝日 (費用無料・要予約)

内容：就労に対するさまざまな相談をお受けします。

対象：15～49歳で無職の方

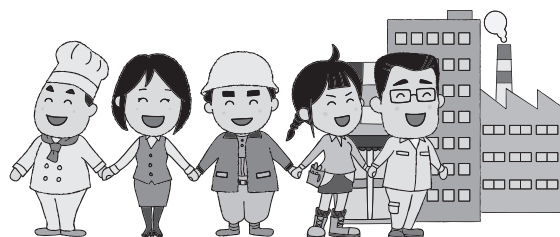
(ご家族・関係者・在学中でも可)

日時：8月27日(水) 10時～12時

場所：朝日町役場 1階 相談室

問合せ・予約先：北勢地域若者サポートステーション

TEL 359-7280



ストーリーテリング

絵本をつかわないで、そっとお話を
耳をかたむける会です。



問い合わせ先

あさひライブラリー TEL 377-6111

と き：8月17日(日) 11時～12時
と ころ：朝日町教育文化施設 2階 視聴覚室
内 容：足折れつばめ(日本の昔話)他5話
対 象：静かにお話が聞ける方ならどなたでも。
おはなし：ストーリーテリングの会「フォンターナ」
定 員：ありません。気軽に来てください。
申 込：不要

有料広告掲載欄



CCNetチャンネルで地域密着番組を放送中



CCNet
12

あさひ園・学校行事

地区のお祭り、老人クラブ事業 etc...

朝日町のことがもっと好きになる
街の身近な情報をたっぷりお届けします



防災・防犯情報をチェック



0120-441061

ご相談お待ちしております
9:00～18:00(日・祝除く)

テレビ 見るなら CCNet

ま ち の 話 題

全国大会を前に町長を表敬訪問

町内の小・中学生の3名が、空手の大会で上位の成績を収め、全国大会への出場を決めたことから、町長を表敬訪問しました。
訪問したのは、朝日小学校4年生の萩原蒼真さん、5年生の溝口航太さん、朝日中学校2年生の溝口七海さんの3名です。
全国各地で行われた予選会でそれぞれ優秀な成績を修め、全国大会の切符を手に入れました。

訪問では、3人から「優勝を目指して頑張りたいです」と元気いっぱい抱負が語られ、町長からは「期待しています！頑張ってください」と激励の言葉が贈られました。

全国の舞台で挑戦する3名の活躍に、あたたかいご声援をお願いいたします。



短冊に願いを込めて

7月1日（火）～7日（月）にかけて、役場玄関に設置された笹には、訪れた町民の皆さんによって、夢や願いごとが書かれた短冊が飾られました。

短冊には、「試験に合格できますように」や「家族みんなが健康で暮らせようように」など、心あたたまる願いがたくさん込められていました。



折鶴をヒロシマへ

7月18日（金）朝日小学校において「非核平和都市宣言啓発事業」として折鶴の贈呈式が行われ、平和への祈りを込めて折った折鶴が児童代表の子ども達から矢野町長へ手渡されました。この折鶴は広島平和記念公園内の「原爆の子の像」へ献納されます。

我が国は世界で唯一の被爆国であり、広島や長崎のような惨禍が二度と繰り返されないように原爆の恐ろしさや戦争の悲惨さを理解し、次世代に伝えていく必要があります。



コミュニティ助成事業で消防団の備品を整備しました

コミュニティ助成事業とは、（一財）自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源に実施している事業です。

有事の際、様々な現場で重要な役割を担うこととなる消防団（本部機動隊）に当事業である宝くじの助成金で購入したLED投光器を1基整備しました。



LED投光器



宝くじ助成キャラクター「クーちゃん」

宝くじ
公式サイト

すぐ買える 当たりがわかる クイックワン

宝くじ
公式サイトで
発売中!

宝くじの収益金は、私たちの街の公共事業等に役立てられています。
公益財団法人三重県市町村振興協会

8 | 2025 August



生活カレンダー

各施設等のマーク

♥ 保健福祉センター

🗑️ ごみ出しの日

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
	11	12 🗑️ 一般	13 🗑️ 再生(新聞紙等) ♥ すくすく相談	14 🗑️ 埋立 ♥ のびのび相談	15 🗑️ 一般	16
17	18 🗑️ 粗大(柿・山王谷・向陽台) ♥ のびのび相談	19 🗑️ 一般 ♥ アフターピクス	20 ♥ すくすく相談 ♥ 無料法律相談	21 🗑️ 埋立 ♥ のびのび相談	22 🗑️ 一般 ♥ 育児相談	23
24	25 ♥ 胸部検診・骨粗しょう症検診・前立腺がん検診	26 🗑️ 一般 ♥ プレママ教室 ♥ 胸部検診・骨粗しょう症検診・前立腺がん検診	27 🗑️ 再生(雑誌等) ♥ すくすく相談	28 🗑️ 埋立 ♥ のびのび相談	29 🗑️ 一般 ♥ すくすく相談	30
31	1 (9月)	2 🗑️ 一般	3 ♥ すくすく相談	4 🗑️ 埋立 ♥ のびのび相談 ♥ 3歳半健診	5 🗑️ 一般 ♥ すくすく相談	6
7	8 🗑️ 粗大(小向・埋縄)	9 🗑️ 一般 ♥ 離乳食教室(前期)	10 🗑️ 再生(新聞紙等) ♥ すくすく相談			

ごみ出しの日
一般ごみ
火・金
再生ごみ
13・9/10(新聞紙等) 27(雑誌等)
埋立ごみ
木
粗大ごみ
18(柿・山王谷・向陽台) 9/8(小向・埋縄)

* 8月18日(月)は、柿・山王谷・向陽台地区の粗大ごみ収集日です。他地区の方は出せません。
* 9月8日(月)は、小向・埋縄地区の粗大ごみ収集日です。他地区の方は出せません。

健康事業内容

名称	日	時間	内容	お問い合わせ
プレママ教室	26	10:00~11:30	妊婦とその配偶者などの家族を対象とした、妊娠中や分娩に関するお話、座談会などの教室(要予約) 持ち物: 母子健康手帳	子育て健康課 TEL:377-5652
アフターピクス	19	10:00~11:30	生後2ヶ月~6ヶ月の産婦とその赤ちゃんを対象としたダンスインストラクターによる産後エクササイズ教室(要予約 先着12組) 持ち物: 汗拭きタオル、バスタオル、飲み物	
離乳食教室(前期)	9/9	10:00~11:30	3~5か月児を対象とした管理栄養士による初期・中期の離乳食の講話と試食ができる教室。(要予約) 持ち物: 試食用スプーン	
育児相談	22	予約制	子どもの身体計測、保健相談、栄養相談(要予約) 持ち物: 母子健康手帳	
すくすく相談	13.20 27.29 8/3-5 10	予約制	「ことばが遅い」、「コミュニケーションがとりにくい」、「吃音や発音が気になる」など、言語聴覚士による子どもの言葉の発達に関する相談(要予約)	
のびのび相談	14.18, 21, 28, 9/4	予約制	臨床心理士による子どもの発達検査の実施や「おちつきがない」「関わり方がわからない」などの子どもの発達に関する相談(要予約) ※最短11月~の予約となります。	ソシオ TEL:345-9016 HANA TEL:320-2761
精神福祉相談	随時		相談支援センターの相談員が相談を受けます。	
障がい者の就職相談	随時		四日市障がい者就業・生活支援センタープラウの相談員が相談を受けます。	
知的障がい福祉相談	随時		相談支援事務所が相談を受けます。	
DV相談・女性の悩みごと相談	随時		北勢福祉事務所の女性相談員がDV・家庭問題などの相談を受けます。	
虐待相談	随時		北勢児童相談所の相談員が子どもの発達・虐待・非行等の相談を受けます。	TEL:347-2030
(一社)四日市薬剤師会 薬剤師による「お薬相談」	毎月第3土曜日 14時~16時		病院で処方してもらった薬・市販薬・健康食品・機能性食品・サプリメント・漢方薬等について電話・対面相談を受けます。	

朝日町食生活改善推進協議会 クッキングプラザ

フルーツポンチ

色の違うフルーツを組み合わせて作るとカラフルなフルーツポンチになります。炭酸が飲めないお子様は、サイダーの代わりにリンゴや桃のジュースでも美味しくできます。



材料(4人分)

すいか.....80g	りんご.....80g
パイナップル.....60g	ブルーベリー.....16粒
バナナ.....60g	サイダー.....200ml

作り方

- ①すいか・パイナップル・バナナ・りんごは皮をむいて食べやすい大きさに切る。
- ②器に①とブルーベリーを盛り入れ、食べる直前にサイダーを注いでできあがり。

1人分の
栄養価

エネルギー	たんぱく質	脂質	塩分
63kcal	0.4g	0.1g	0.0g

広報無線がきこえにくいときは…
0120-251165(通話無料フリーアクセス)
※最新の放送のみ聞くことができます。

※朝日町役場に問い合わせの際は、ダイヤル番号をよく確認の上、お間違いのないようおかけください。



無料法律相談
(8/20(水))

※予約制
です。

毎回、保健福祉センター2階研修室
13時30分~15時30分まで
社会福祉協議会 TEL 377-2941



リサイクル運動(8/20(水))
(※祝日、雨天の場合は翌日)

収集場所 保健福祉センター駐車場
(9時~13時まで)

出張場所 朝日ヶ丘公民館
(10時~10時30分まで)